Safe Work

**様式４**



向上宣言登録シート

（令和　　年　　月　　日～ 年　　月　　日）

□　宮城労働局労働基準部健康安全課　 　 行

□　　　　　　　　　　 労働基準監督署　 　　 行

□　建設業労働災害防止協会宮城県支部　　行

下記のとおり、「Safe Work 向上宣言」を行いましたので、本シートを受付後は、建災防宮城県支部あて登録及び同支部ホームページへの掲載をお願いします。

なお、本シートに係る記載した情報については、関係する機関・団体が労働安全衛生管理活動のために利用することに同意します。

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業場の名称  （店社の名称） | ※　ふりがなをお付けください。 | | |
| 事業場所在地 | 〒　　　　－ | 電　話 | （　　　） |
| 代表者職氏名 |  | 担当者  職氏名 |  |
| 自己診断事項  （実施事項の□にチェックをお入れください（レ又は■）。） | □　店社の安全衛生管理体制について確認しました。  □　安全衛生に関する資格・教育の取得・実施状況を確認しました。  □　高所作業について墜落・転落防止措置を点検しました。  □　移動式クレーン・車両系建設機械等に係る安全措置を確認しました。  □　従業員に健康診断を受診させ、必要な事後措置を実施しました。  □　安全衛生自己診断に取り組みました。 | | |
| 宣言の実施 | □　経営トップが「Safe Work向上宣言」を行い、社内外に発信しました。  　　(令和　　　年　　　月　　　日) | | |
| 「Safe Work向上宣言」内容 | □  □  □  □  □  □  □ | | |
| 自社ホームページへのリンク | 希望する場合は、自社ホームページのURLを御記入ください。  自社のURL⇒ | | |

**【登録シート記載事項説明】**

１　登録は店社（本社・支店・営業所）に限り、工事現場は店社による登録の一部の取扱いとなります。

なお、共同企業体は店社と同様に取り扱いますので、登録可能です。

２　登録するための取組

（１）登録するためには、次のア～ウの取組を行っていることが条件となります。

ア　経営トップ等が「Safe Work向上宣言」を行い、店社等及び県内の建設工事現場に周知してください。なお、「Safe Work向上宣言」の内容については、下記（２）を確認の上、行ってください。

イ　「『Safe Work向上ゼロ災宣言』安全衛生管理自己診断シート」を用いて、安全衛生自己診断をし　てください。改善すべき事項が認められた場合であっても、登録可能ですが、引き続き改善すべき事項に係る所要な対策を継続し、改善に努めてください。

ウ　「Safe Workゼロ災MIYAGI」のロゴマークを活用し、「Safe Work向上宣言」を行ったこと、労働　災害防止のために一層取り組んでいくこと等について、自社のホームページ等企業内外に情報発信してください。

（２）「Safe Work向上宣言」の内容については、次の事項に御留意ください。

ア　自社の取組を記載してください。労働安全だけでなく、健康保持・増進、職場環境改善、長時間労　　働の是正等働き方改革、メンタル　ヘルス対策等を対象とすることが可能です。

イ　次の推奨事項を含めて実施されるよう検討願います。

（ア）安全衛生教育の積極的な実施

　　　　ａ　労働安全衛生法第19条の２第２項

　　　　（ａ）足場の組立て等作業主任者能力向上教育（平成２年10月２日付け基発第602号）

（ｂ）木造建築物の組立等作業主任者能力向上教育（平成２年10月２日付け基発第604号）

ｂ　職長・安全衛生責任者能力向上教育に準じた教育

（平成29年２月20日付け基発第0220第４号）

ｃ　労働安全衛生法第60条の２関係（危険又は有害な業務に就いている者に対する安全衛生　　　　教育に関する指針）

　　　　（ａ）移動式クレーン運転士安全衛生教育（平成２年３月１日付け基発第113号）

（ｂ）車両系建設機械（整地・運搬等）運転業務従事者安全衛生教育（平成５年６月11日付け基発第366号）

　　　　（ｃ）玉掛業務従事者安全衛生教育（平成５年12月22日付け基発第705号）

ｄ　建設工事従事労働者教育（平成15年３月25日付け基安発第325001号）

（イ）　適切な安全衛生経費の確保、適切な工期設定

ａ　「元方事業者による建設現場安全管理指針」（平成7年4月21日付け基発第267号の2）

ｂ　「建設業法令順守ガイドライン」（平成26年10月改訂国土交通省）

ｃ　「宮城県における建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する計画」

（平成30年3月策定：宮城県事業管理課ホームページ参照）

３　建災防宮城県支部の「Safe Work向上宣言」サイトから自社の「Safe Work向上宣言」を掲載したホームページへの誘導を希望する場合、建災防宮城県支部においてリンクの設定を行いますので、リンクを希望するURL（ホームページアドレス）を記載願います。

４　ハローワークの求人票に「Safe Work向上宣言」を行った企業であることの記載は、ハローワークへの求人手続によるものとなります。詳細はハローワークにお問い合わせください。